



2020年5月21日

各位

会社名 株式会社 コメ兵
代表者名 代表取締役社長 石原卓児
(コード番号：2780 東証第二部・名証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部担当 鳥田一利
(TEL. 052-249-5366)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、2020年6月25日開催予定の第42回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、関係する条文の新設及び削除、また、それに伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新 設) (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条～第30条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第31条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第32条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。 <u>2. 当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

(中間配当)	
<u>第33条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。	(削 除)
<u>第34条</u> (条文省略)	<u>第33条</u> (現行どおり)

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月25日(木)
定款変更の効力発生日	2020年6月25日(木)

以上